平成２９年（フ）第２２４８号
札幌市南区川沿６条４丁目２番７号
破産者　坂下　伸一
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８３５号
愛知県尾張旭市吉岡町１丁目３番地18
破産者　岡鉄筋こと　岡　　良男
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１号
兵庫県朝来市和田山町宮田240番地
破産者　井上　寛則
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
兵庫県豊岡市福田1301番地
破産者　松田　　修
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
徳島県鳴門市撫養町斎田字見白54番地１
破産者　田毎　壽良
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６３号
北海道旭川市忠和３条４丁目６番２号
破産者　半田　安弘
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６０号
青森県十和田市大字洞内字後野259番地２
破産者　松橋　泰彰
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第６８０号
川崎市川崎区伊勢町23番９―402号　ポッドクレスト川崎大師
破産者　赤松　正規
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
大阪府大阪市東淀川区東中島３丁目14―33　サンムレート新大阪イーストⅡ　605号室、申立時の住所石川県野々市市二日市町425―１（住民票上の住所）兵庫県神戸市北区鹿の子台北町２丁目３番２―902号
破産者　藤原　直樹
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１１号
静岡県島田市高熊110番地の７
破産者　鈴木富士男
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９６６号
京都府八幡市男山八望１番地―Ｃ６―101、破産手続開始決定時の住所京都府八幡市八幡舞台37番地の14
破産者　柳井　堅志
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４０６号
京都市北区紫竹下本町48番地の１　シャルマン北山堀川ハイツ２ＦＢ
破産者　森下　洋明
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９５４号
京都市伏見区深草谷口町72番地の11
破産者　不破　　実
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８３号
京都市北区紫野北舟岡町27番地
破産者　橘　　純子
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３８７号
大分県豊後大野市千歳町柴山1167番地１　千歳ハイツエイブル
破産者　足立　憲司
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２５号
大分県速見郡日出町大字川崎5097番地22　サンファミリー日出　Ⅱ101
破産者　川上　哲孝
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第４６号
京都府綾部市黒谷町堂屋敷４番地の１
破産者　北京都観光株式会社
1　破産債権の届出期間　平成30年６月29日まで
2　一般調査期日　平成30年７月24日午後１時30分
平成30年６月５日　京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第６６号
三重県度会郡南伊勢町礫浦39番地４
破産者　加藤　昭光
1　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
2　一般調査期日　平成30年９月19日午前11時
平成30年６月６日
津地方裁判所伊勢支部破産係